

新潟県条例第20号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(防疫等作業手当)</p> <p>第14条 防疫等作業手当は、保健所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして人事委員会規則で定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円（天皇又は人事委員会が定める皇族の警衛にあつては、1,150円）とする。</p>	<p style="text-align: center;">(防疫等作業手当)</p> <p>第14条 防疫等作業手当は、保健所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円（天皇若しくは皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身辺の警衛又は人事委員会が定める警衛にあつては、1,150円）とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。